

六月二十九日(第一日目)

一 開議及散會時刻

午前二時五分
午後三時四十分

二 出席議員は次の通りである

議席 六	名	議席 六	名	議席 六	名
一番 仲村春正	八番 知花正大	二番 天久盛雄	七番 岸本利美	九番 米須清祐	三番 当山伸太郎
三番 伊佐莫一	一〇番 仲本正重	七番 岩次喜盛信	四番 佐喜莫慎祐	一〇番 仲本正重	七番 岩次喜盛信
五番 中山勝豊	一一番 花吹清善	八番 稻嶺密三	六番 安里良朝	一一番 花吹清善	八番 稻嶺密三
六番 安里良朝	一二番 中里幸助	九番 喜里敏行	七番 峰向健一郎	一二番 中里幸助	九番 喜里敏行
八番 峰向健一郎	一三番 山本朝徳				

三 欠席議員は次の通りである

二〇番 柳原正 欠員

四 市町村自治法第六十條の規定に依り、會議事仲說明は次の如き出席したものは次の通りである

村長 仲村春勝 財政課長 当山全喜

助役 安屋莫徳 經濟課長 澤崎安一

収入役 仲村春松

五 會議事仲は次の通りである

議案第三号 一九〇五年度宜野湾村歳入歳出予算(普通會)

六 議事日程は次の通りである

日程第一 議案第三〇号

宜野湾村役所

本會議の題目

副議長

午後二時五分開會宣言

出席議員八名であり、中野村自治会第五十三條の現
定に依り議會は成立致し、是より開會致し、

日程第一議案第五号、五九年度宜野灣村歳入歳出予算
案の質疑に入り、

一、本會議員の出席を報告す
昨日秋が質問にたり、回答し、ついで説明願う、

二、二の方は説明資料の中に(見込)とある
軍用地について、各筆ごとのり、見込としたのは、現地持済の
結果、五九年度にさか、つ、また、最高借償法に基づく、金を出すと
し、

借償法により七月一日に契約のはじり、

副議長 一七番議員の出席を報告す
表で懸念されるは、五、〇〇坪で三、〇〇〇円であるが、新願の
時、のり、なかつた事が、現地持済の結果、公用地は宅地の
一筆、のりの線であらう、その分は、正しく正しいと思ふ、

二、五九年度は、新上して、解放後の借償料は見越して、

三、固定資産の新、評価、家屋については、評式式に、つた
り、不、論、政府として、三月、一月、で、五、九年度の指、示、を、

税率、その、り、から、す、と、何、と、か、ら、う、と、思、う、

四、今年度は、五、九年度、八、〇〇〇、五、九年度は、

宜野灣村役所

一六	番	中小企業の手帳が考へられ、税額を減らすのは、(手帳)を 標準税率でやらせよう、と考へた。
助	役	標準税率でやらせよう、と考へた。
一〇	番	固定資産税について、説明には一四、一八とあり、 事業税は、琉銀に課せらるる事により、多額な税金となり、 琉銀に課せらるる事、実行税の事業費をせむ位か、 予算として当初予算でやらせようか、おんとうである。
助	役	又政府として、その見解である。臨時費があるか、 政府の方で、宜野湾村を評議としたのは、五八年度の村の評議額 見地、八三、畑三八、田三六
助	役	政府の評議の半分を評議され、評議ではおつと受けて行く わけになる。
助	役	固定資産税で、琉銀のほうから見当は、去年九月の決算 の時に、三〇〇〇万円の利益の割り、として、一五位は大丈夫である。 淡税の場合、各市町村にまらした場合は、分配する、 従来からの人員で、割出す、一五と、思つ
助	役	一人に、より多額の額があるのは、類進課税の制度により、受ける て来る。
助	役	政府は、政府補助金により、下であり、交付税を、対等に やらせよう、と思つた。四五年(町村土木)立法院で追加され ると思つた。政府の場合、一〇〇万以上か、政府施策による、下 あり。
一五	番	二款の書記増補、下は、すくなく、上に、厚く、おろす、根拠は

宜野湾村役所

助役	一割と云う線をやっている。手向の多い特別職の場合は一割に上げて口通しで三ヶ月、一ヶ月、感業とやらを行く。
一五番	人も見てやることが
助役	年を見てやっている。一割の線も最近でやっております。
村長	職員の増減をした場合課長以下は月に上げられたら下シテ言ふことになつておる。
八番	大正年度は旧年度の倍額に上げておる。人口当に増減、雑入、賃賃料が含まれておる。
助役	大正年度は支出入るべきものが、入らばり場合事業がストップはるが特別會計でやると居る中で倍額に上げた。賦入収入と種々である。議会の議決をへて入れることが出来る。事業がストップするに上げると思ふ。
一三番	固定資産税で條例と関係はどうか。 のガランはく、前年度は実績はる。今年度は自動車は買入の で五、七カ所入る。
	(一) 車と云うのは 徴税の強化、事業関係で、池にも車はいるが、運搬的なるもの あり、五款は毎月一回の物資配給は車から行はれはるが、 大教の場合、運動である。
	(二) 育英會の貸付資金について 結成された予算は五セロはるが、又育英會が充足しようか、しようか、と云う考をその計上すべきである。

宜野湾村役所

副議長	再南致しませ(平松登時入分)
ハ 番	三二頁の表並費につて
	婦人会と二と三の男が入り事、又自費で行うものは、金も
	村の事業として各水、河等自費でか事はかと思ふが、
	村長として言うた費用は消滅をされて、総合的の都訂等に
	まかせらるが、ゆゆゆのさかさを付けて、やるよりは、重負的にや
	ることも必要だと思われさか、
村 長	先のことば、グループ、件、三三に付ておきは、改訂等(入)
一 番	来る場合、必要の経費
	今のものは、政府の職員に對するものであり、其自費の果である
	の(グループ)を在りの婦人会におき、社教を主事がある
	り、ゆゆゆ
経済課長	比較論より、必要の果で訂したる下、
ハ 番	補助金は何に使うか、全く分らなくつた、三百へう場合は
経済課長	額に硬さか、二で事業として、組まれたらう下、ゆゆゆ
	村の運輸協議會も補助を付て、それに對する分相金をも
	るおき、一年一回、自分々研究の、専長を行つておる
ハ 番	ゆゆゆと三には、別々に使う持ちあさる方には、出さ、この場合もあり
	これは事業費の補助を申請がある
	又組織的の果は各巴のちう下あり
村 長	ゆゆゆに入らる部分をゆゆゆしてゆゆゆ、二の之等ゆゆ
	入る来る、ゆゆゆ

宜野湾村役所

助 後	三番議員の質問にお答を致します。 三番議員の質問は取りません。
四	三番で琉球銀行、南洋銀行、沖銀、三和銀、沖食、地産産業、 ユカイ、トラランドリー、南無、富士ランドリー、メトランドリー 松葉タレント。
三	軍用隊は百と人ど入るかと。
二	四番の件、六月一日より六月三日、二期井で契約、宅地、耕作 の目的等割々にはやま。
一	宅地(一八七) 畑(一五〇)
〃	普賢向に隣に米須盛社に之海に上り契約は三三三が、今用建物 が下り下り使用料として、六月一日より三月まで(七十九)
〃	〃(六) クラップの六七七はまだ持ってまてはありません。六月六日、納入 金の督促はしてあります。
〃	三番の交際費の二〇〇ドルの増にのつて根拠は、
助 後	〃(四) 建設課の二〇名の増はありますが、採用の規準をどう考へおきか、 〃(五) 交際費の自注法、村制に明記されておきか、外部とも事であり、 〃(六) 手度、水道、南深、持済に對する費用。
〃	〃(四) 今の三番の事は、おこらうに、技術者は、新しと採 用の方針は、おこらうに、南深者、人が政府の
〃	〃(五) 助金を得たもので、督促である。
〃	〃(六) 三番の給与が、七井と、おこらうに、後所職員、全部で どう言う報酬せらうか。

宜野湾村役所

課長	職務上責任を持ち出さねばならないと言ふ意味で訂正はありませぬ。外は選挙と比較を是当だと思つておられます。
= 審	土木費について 振込計画についてはどうですか。各課の補助申請でも今更けて産業的英でも良いと思つて どう振込計画の英における説明と予算との関係について 死文に等しいと認めておられると思つて 各課別の補助金の額を調べて提議して欲しい 総合計画でもと費用もつたりどうかと認めておられたが、都計費 でいすから費用であつたが、今年都計的事業の内巻について 二項の振込計画による優先順序でやっておられる 三項は各課の一部署別がある下申請によつて、又各課について 市長會でもおつた下傳達でなすか 三都計は調査しておく 二審 講演費より多し。政府の権限でやれば良いと思つて 別の職業指導の面でも、こと予算もどうも、田舎りか 議會内で顔を見つけて下り優先的に入れかか 相変す。文の方があるが、重要な行政効果があるかどうかが 半分は圧着した方が効果があるか、 御燈の件は補助申請があるかどうか お前対策と英で、組合とか調態がどうなればどうか、 総括的にやれば場合が効果があるか、どうかの上で、
經濟課長	

宜野湾村役所

又、下場会口、どうなるかとの事である。

又次の年度まで適当に訂つて、今度年で四〇三五〇ドル位の予算を組むとどうにもなるかと思ふが如何。

村長

課長以外口答。

道路、土木費。

水道、村酌、詰口、四次以降に加之。

測量、建設課職員が当る。

豚、土荷、場合、一般農家からも出来が、組合に入つて五分が。

大款、共同基地、田圃のミダ。

二五坪で、個人のもうが、入りまじせ、困ると思つて。

貯蓄費、三〇〇ドルは、(新庁舎をあるに三〇〇ドルは必要)と思ふ。

期米手当が、一割であるが、割る村口は、

割る村口申合せ外、

道直土人、何故か。

課長、職員、二人。

一八夏、一〇〇ドルとロビン、ト、ま、ま、せん。

原々、積田、原積、原苗圃、の事である。三〇〇坪である。

もう、五〇〇坪補助に、村自体の経費も合せ。

一〇〇ドル、

お、お、奨励費、

作が、を、非常、に、む、か、あ、つ、て、羊糖業の精算して、異亦

風の被害に、つ、て、

宜野湾村役所

	委託費でありまして、契約を取りかゆして、見E目ではN.C.O.は食糧でありまして、とらふがらひ
	その半にさびに糖業の奨励の英では考えては、公平を期する意味あり
九 番	區長の給身は四ドル増になつておるが、
助 役	六五〇円を三〇〇〇円と訂正した
一五 番	補助金の項を申請によつて、やこおるうでもりほはらうが、
	長田四倍、愛知七倍、新城文に屋が松んどらうが、どうにかして調劑できらうか。
	・英進會の場合、肥料を積む個人費をやすが、積む時から検訂しとわらう。
	・街燈の英は申請によつて、ほされたと思つて、電燈料を切られた事はどうかと思つて、
經濟課長	税金口納めさへも、各体によつて、納めるべき下あり、又税金とは関係させて、
	・肥料の重要性に付しては、不足できないが、農業が伸びておるうは、自給肥料であり、各年であるも、努力した農家は灯して、やつて、安くおへるもので、肥料の一面に付ては、先分ほどして、皆が積むやうで、おれは、
	・街燈の設置補助であつて、三〇%で、七〇%の自己の分扱で、各人の負担表まで、やまべきと思つて、
一 番	政府から示された予算指達

〃	財産管理費 (再納也だが分がある。他の分はどのようか)
副議長	休憩を命ず (午後二時五分)
〃	再納を命ず (午後三時三分)
〃	これで質疑を打ち切つてさうでせうか。
〃	異議なしと唱うらうあり
〃	質疑を打ち切ります
〃	これで午前十日程を終ります。午後三時三十分より再納を命ず
〃	休憩を命ず (午後二時八分)
〃	再納を命ず (午後三時四九分)
〃	副議長より提出した。予算案もあつし、最大限の五日間の延長をしたいと思います
〃	賛成と唱うらうあり
副議長	唯今の副議長は成立致してあります
〃	全頁賛成で五日間の會期延長を決定致したと思つた
〃	異議なしと唱うらうあり
〃	御異議がござらぬのであります。全全致で五日間の延長を決定致します
〃	本日休題してこれを以て全体協議會に移したと
〃	要ります。明日は午後五時より討論と協議會に入ります
〃	休憩致します (午後三時五四分)
〃	休題致します (午後三時五二分)

宜野湾村役所